

議案第63号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「ものは、納期限前7日」を「者は、納期限」に改める。

第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項及び第3項並びに第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割及び特別土地保有税の減免に係る申請の期限を延長するため、本案を提出する。